

令和7年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

保護者各位

東久留米市教育委員会

東久留米市では、特別支援学級に通学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の支払いに
お困りの方に対して、学用品費などの援助を行っております。

【就学奨励費は年度ごとに申請が必要です。昨年度支給を受けていた方も必ずご申請ください。】

■ 援助の対象となる家庭

この就学奨励費を受けられる方は以下のいずれかに該当し、認定基準額未満の方です。

- ・東久留米市立の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
- ・東久留米市立の小・中学校に通い、学校教育法施行令第22条の3に記す程度の障害を持つ児童生徒の保護者（詳しくは右記の【参考】をご覧ください）

■ 提出書類・持ち物

下記の内、いずれかを添付してください。令和6年に世帯の中で所得のある方全員のものがが必要です。

- ① 令和6年分 源泉徴収票（勤務先で交付）
- ② 令和6年分 所得税確定申告書の控え（税務署等へ提出済みのもの）
※電子申告された方は申請時の「申告書等送信票」も必要です。
- ③ 令和7年度 市民税・都民税申告受付書の控え（課税課で裏書をしてあるもの）
- ④ 令和6年分 公的年金等の源泉徴収票（受給者のみ）

→※6月中旬以降の申請は、必ず「令和7年度 市民税・都民税 課税証明書」

※二世帯住宅等で別の世帯者が同じ住所にお住まいの方は、それぞれの公共料金の明細等、世帯が分かれている
ことがわかる書類を提出してください。

※単身赴任等で別の住所であっても生計を一にする方がいる場合は、同じ世帯員として申請してください。

※扶養に入っているアルバイト等の収入がある場合や年金を受けている場合は、世帯収入に含めますので書類を
ご用意ください。

※無職の方も市民税・都民税の非課税証明書の提出を求めることがあります。

※申請内容に疑義がある際は、税情報等の確認をさせていただく場合があります。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 上記のいずれか該当する①～④の添付書類のコピー（所得のある方全員のもの） |
| (2) | 申請書（令和7年度就学援助費・就学奨励費受給申請書） |
| (3) | 振込先口座の通帳（振込先情報の記入内容確認で提示をお願いしています。提出は不要です。） |

提出に必要な添付書類のコピーは、各自で予めご用意ください。

■ 申請方法・審査結果について

年度当初申請 集中受付期間	令和7年4月14日（月）～ 令和7年4月18日（金）
受付時間	午前9時～正午、午後1時～午後5時（4月16日（水）のみ、午後7時まで延長受付）
申請場所	東久留米市役所 7階 702会議室 <注意！前年と申請場所が異なります！> （上記期間以外の申請は、東久留米市役所6階 学務課窓口にて随時受付）

※発熱や体調不良の方は、ご来場はお控えいただき、受付期間内に裏面担当連絡先までご相談ください。

審査結果	審査結果は認定・否認定にかかわらず、4月から6月までの申請については7月上旬頃 にご自宅に郵送します。年度途中の申請については、翌月上旬頃までに郵送します。
------	---

■ 認定基準額の例

就学奨励費は、お子さんと生計を一にしている全員の課税の基礎となる前年の所得金額が所得基準額
を下回る場合に支給されます。

所得金額とは、概ね源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」
欄の金額から社会保険料、生命保険料及び地震保険料等の控除額の合計額を控除した後の額をいいます。
表の金額はおおよその目安です。認定基準額は世帯構成や年齢、特別支援学級に在籍する人数で
細かく異なります。そのため、下記の所得基準額以下でも認定されない場合があります。

家族構成（申請年度の前年12月31日現在）			所得基準額
3人家族	（父44歳 母41歳 子13歳）	※中学2年 （内1名特別支援学級在籍中）	5,780,000円
4人家族	（父44歳 母41歳 子13歳 子11歳）	※中学2年・小学6年 （内1名特別支援学級在籍中）	6,655,000円
5人家族	（父44歳 母41歳 子13歳 子11歳 子5歳）	※中学2年・小学6年＋幼児 （内1名特別支援学級在籍中）	7,059,000円
5人家族	（父44歳 母41歳 子16歳 子13歳 子11歳）	※中学2年・小学6年＋高校生 （内1名特別支援学級在籍中）	7,142,000円

■ 申請に関する注意事項

- ・年度途中に申請された場合、**受給申請書が提出された月の分から支給を行います。遡って支給を
行うことはできません。**

参考例	4月分	5月分	6月分	7月分	～	2月分	3月分	
・4月に申請・認定となった方	支給対象期間							※年度途中で認定要件に変更が 生じた場合、再申請が必要なる場 合があります。その際はご連絡く ださい。
・7月に申請・認定となった方	支給対象外	支給対象外	支給対象外	支給対象期間				

注意！・・・新入学児童生徒学用品費（入学後）の支給は、**4月に申請・認定となった方に限ります。**

- ・**新入学児童生徒学用品費**を前住所地の自治体での支給を含め、入学前に支給を受けている場合は
支給を行いません。
- ・通学費（特別支援学級、在籍校以外の特別支援教室又は通級指導学級に通学する児童生徒のみ）の
申請については、学級を通して配布されるお知らせをご覧ください。
- ・他自治体に住民登録をしている方が援助を希望する場合は、住所地の教育委員会へご相談ください。
- ・転入された方等で、前住所地の自治体においても就学奨励費の支給を受けていた場合、校外活動費
（宿泊を伴うもの）と修学旅行費を除く、支給済みの費目は支給を行いません。
- ・年度途中に学用品費の利用状況についての調査をさせていただくことがあります。

【参考】「学校教育法施行令 第22条の3」

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の 使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を 解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不 自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が 不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は 生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※上記は、就学支援委員会で「特別支援学校への通学が適正」と判断される程度を指します。

※ 裏面もお読みください。